

ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について 第3版

“水銀に関する水俣条約”の採択を受けて平成27年7月に公布された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律、以下、水銀汚染防止法と記す」には、ランプに関する規定の中で「一般照明用」という用語が使用されている^{※1}。代表的なランプについて「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について公表していたが、水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会（令和6年2月1日）の議論を踏まえ、アンダーライン部分^{※2}の追加と蛍光ランプについての特殊な波長分布を持つものの考え方を**参考資料**^{※3}に記載した。

「水銀汚染防止法」では、水俣条約COP5で決定した一般照明用蛍光ランプの段階的廃止を受けて、廃止後は一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入を禁止としている。廃止後に「特殊用途」であることを識別するために、日本照明工業会では「特殊用蛍光ランプの定義及び識別表示に関するガイドライン」（日本照明工業会 ガイド B014）を制定・発行した。ガイド B014 制定において、これまで HP に掲載していた第2版に修正を加え附属書として追加した。この資料はガイド B014 の附属書を第3版として掲載したものである。

なお、特殊用途であるかどうかこの資料で判断が困難な場合は、経済産業省に確認することを奨める。

表 ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
蛍光ランプ （直管蛍光ランプ、環 形蛍光ランプ、コンパ	一般照明用	照度を確保するためのものであって、高演色用及び低温用その他の特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。	

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
クト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ、無電極蛍光ランプ、その他特殊形状の蛍光ランプなど)	特殊用途	○特殊な波長分布を持つもの※3	色比較・評価用、検査用、カラーランプ、高演色用（美術館用、博物館用、撮影用など）、植物・生物用、紫外線カットランプ、商品・食品展示用、低誘虫用、医療機器用、表面改質用、半導体工場用、紫外線照射用（捕虫用、各種鑑定検査用、光化学反応用、表面改質用、蛍光照明用、医療機器用、日焼け装置用など）など ジアゾ感光紙・青図感光紙の焼付け機用
		○特殊な条件での使用が想定されるもの	低温用、看板用、表示インジケータ用、スキャナー用、医療機器用、非常用照明器具・誘導灯用、航空灯火用、飛散防止ランプ、防爆用、乗り物用、機械または家具等に含める目的で作られた照明器具用など
冷陰極蛍光ランプ（CCFL） 外部電極蛍光ランプ（EEFL）	一般照明用	照度を確保するためのものであって、ディスプレイのバックライト用及びスキャナー用その他の特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。	CCFL を組み込んだ直管ランプなど
		特殊用途	○ディスプレイのバックライト用として用いられるもの
	特殊用途	○特殊な波長分布を持つもの※3	殺菌用、医療機器用、光化学反応用、スキャナー用、コピー機用、機器分析用、検査用、植物・生物用など 二次元電気泳動装置（周辺機器）用、計測機器用
		○特殊な条件での使用が想定されるもの	非常用照明器具用、誘導灯用など
HID ランプ（高圧水銀蒸気ランプ、メタルハ	一般照明用	照度を確保するためのものであって、高演色用及び露光用その他の特殊の用途にのみ用	道路照明用、公園照明用、競技場照明用、体育館照明用、携帯型照明用

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
ライドランプ、高圧ナトリウムランプ、水銀キセノンランプなどの高圧水銀ランプ(中圧、超高圧も含む)など	特殊用途	いられるもの以外のものをいう。	
		○特殊な波長分布を持つもの	色比較・評価用、高演色用(美術館用、博物館用、撮影用など)、商品・食品展示用、殺菌用、光化学反应用、洗浄用、表面改質用、光学機器光源用、波長校正用、検査用、医療機器用、植物・生物用、集魚用、蛍光照明用、日焼け装置用など イカ釣り照明用、蛍光顕微鏡用、紫外線硬化・乾燥・接着装置用、半導体検査装置用、DNA解析装置用
		○特殊な条件での使用が想定される	露光用、景観照明用、検査用、医療機器用、航空灯火用など 半導体露光装置用、液晶露光装置用、プリント基板露光装置用
蛍光ランプ以外の低圧水銀ランプ (紫外線放射ランプ、ホロカソードランプ、ペンレイランプ、無電極放電ランプなど)	特殊用途	○特殊な配光等を目的とした使用が想定されるもの	自動車用、プロジェクタ用、舞台用、景観照明用など 自動車(ヘッドライト)用、標識灯用
		○特殊な波長分布を持つもの※3	殺菌用(液体用、容器用、殺藻用、医療機器用など)、光化学反应用、オゾン発生用、分解用、洗浄・漂白用、表面改質用、医療機器用、植物・生物用、分析機器・計測器用(機器分析用、波長校正用、光励起用など)など 食品製造ライン用、水殺菌器用、日焼け装置用、半導体・液晶用ガラス板表面、洗浄水の再生装置用、超純水製造装置用、紫外線硬化装置用、殺菌器用、器具除染用洗浄器用、水銀測定装置用、原子吸光分光光度計用、原子蛍光光度計用、TOC計用、環境モニタリング用測定機器(全窒素、全リン、紫外吸光光度計、水質汚濁分析装置、オゾン濃度計等)用、発光分光分析装置用、高速液体クロマトグラフ用、紫外・可視分光光度計用

参考資料

- ※1 「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について（第二次報告書）」（平成 27 年 8 月 4 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/seido_wg/pdf/report02_01.pdf（P20-P26 表 1）
に基づき、法律上の判断の目安となるよう JLMA として審議会の傍聴等の結果をもとに、ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について整理した。
- ※2 産業構造審議会製造産業分科会第 11 回化学物質政策小委員会 令和 5 年度第 1 回化学物質審議会 合同会議（令和 6 年 3 月 11 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/011.html
参考資料 2-2 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について（P5（2）②「一般的な照明用」の解釈について）
- ※3 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準 WG
ワーキンググループ取りまとめ（平成 29 年 3 月 31 日）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/shomei_kigu/20170331_report.html
に掲載の資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/shomei_kigu/pdf/20170310004.pdf
の P14 ホ), へ) 記載の通り、特殊な波長分布とは蛍光ランプの光源色が昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外のもの、又は平均演色評価数が 90 以上のものをいう。例えば、紫外線照射蛍光ランプは上記の色いずれにもあたらないため特殊用途となる。

以上